

目黒区立学校八ヶ岳自然宿泊体験教室 企画・運營業務委託  
事業者選定 公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 7 月  
目黒区教育委員会事務局  
学 校 運 営 課

## 【目次】

- 1 募集の目的
- 2 募集の内容
- 3 参加資格
- 4 実施日程概要（予定）
- 5 参加申込手続
- 6 主な提案内容
- 7 質問及び回答
- 8 企画提案書等の提出
- 9 選定方法・評価基準
- 10 参加者の失格・無効
- 11 その他留意事項
- 12 提出・問い合わせ先

別紙 目黒区立小学校自然宿泊体験教室事業実施要項（抜粋）

参考資料 令和7年度目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室 実施日程

## 1 募集の目的

目黒区では、小学校児童及び中学校生徒を対象に、以下の4点を「ねらい」として「自然宿泊体験教室事業」を実施しています（詳細は別紙「目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室実施要項（抜粋）」をご覧ください）。

- ・自然を愛する心、環境を保全する態度の育成
- ・自立の精神・協調性・規範意識の育成
- ・自ら学び考える力の育成
- ・心身の健康や体力の増進

主に小学校第5学年を対象として八ヶ岳エリアを中心とした地域で実施している事業が「目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室」です。本事業は目黒区で保有する「八ヶ岳林間学園」を活用して実施していますが、施設の老朽化も進んでいくことから、民間の宿泊施設を活用した事業の展開を検討することとなりました。令和8年度を試行実施として小学校4校程度、令和9年度からは小学校全22校を対象として、宿泊施設の手配、バスの手配、体験学習の提案を含めた、企画・運營業務委託を予定しています。

今後も本事業を継続するためには、宿泊施設やバスの手配及び関係機関との綿密な調整、現地の状況を十分理解した上で安全・安心に運営できるプランを立てる必要があります。目黒区の自然宿泊体験教室の事業内容を十分理解し、宿泊施設やバス等の手配及び現地や各学校との連携を確実に行うことができ、かつ、緊急時に十分な対応ができる組織力を兼ね備えた優良な事業者を選考するため、公募によるプロポーザル方式により事業候補者の選考を行います。

## 2 募集の内容

### (1) 業務名

目黒区立学校八ヶ岳自然宿泊体験教室 企画・運營業務委託

### (2) 業務の概要

業務の概要は、以下のとおりです。詳細は「目黒区立学校八ヶ岳自然宿泊体験教室 企画・提案業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおりです。

- ア 宿泊施設の手配
- イ 実地踏査の運営
- ウ 自然宿泊体験教室の実施・運営
- エ バスの手配
- オ 令和9年度（令和10年度）に向けた準備事務

### (3) 契約期間（予定）

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

契約は単年度となります。令和10年度までの各年度における本事業の予算配当があり、かつ令和9年4月1日以降の各年度の契約は、前年度までの履行状況が良好であることを契約締結の条件とします。

#### (4) 概算費用（税込み）（提案限度価格）

各年度の概算費用は、以下のとおりです。提案限度価格を超えた提案は失格となります。

令和8年度	15,900千円
令和9年度	65,384千円
令和10年度	65,384千円

※ 概算費用に含まれる項目については、仕様書14-2をご参照ください。契約外で実費を支払うものや保護者負担分等を学校に請求する項目がありますのでご注意ください。

### 3 参加資格

参加できる事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。要件の基準日は様式1「プロポーザル参加申込書」の提出日とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 目黒区から入札参加資格除外又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 目黒区契約における暴力団等排除措置要項(平成23年7月28日付目総契第4070号決定)別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 旅行業法(昭和27年法律第239号)観光庁長官による登録を受け、令和7年度前の5年度間(令和2年度から令和6年度間)に、官公庁で教育に関する移動教室、林間学校、修学旅行等の業務を履行した実績があること。
- (7) 履行実績については、発注者から直接受注した元請け案件に限る。プロポーザル参加申込書の提出時に契約書の写しを提出すること。
- (8) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、令和7年度買入れ等競争入札参加資格で、目黒区に「旅行」として登録していること。
- (9) 東京都または東京に隣接する関東地方(埼玉県、千葉県、神奈川県)に、本社又は事業所、営業所を有する法人であること。

### 4 実施日程概要（予定）

実施日程概要（予定）は、以下のとおりです。

募集要項・仕様書公表	令和7年	7月10日（木）
質問受付期間	令和7年	7月10日（木）から
	令和7年	7月24日（木）16時まで
質問回答日	令和7年	7月30日（水）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年	8月8日（金）16時まで
参加辞退届の提出期限	令和7年	9月1日（月）16時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年	9月1日（月）16時まで
プレゼンテーション等対象者通知	令和7年	9月12日（金）～17日（水）頃
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年	10月6日（月）
現地視察対象者及び日程の通知	令和7年	10月上旬
現地視察	令和7年	10月17日（金）から
	令和7年	10月20日（月）まで
契約候補者結果通知、最終結果公表	令和7年	10月下旬
契約締結予定日	令和8年	4月1日（水）

## 5 参加申込手続

### (1) 参加申込受付期間

令和7年7月10日（木）から令和7年8月8日（金）16時まで

※ 電子メールを送信する際は、件名を「目黒区自然宿泊体験教室プロポ参加申込」とすること。件名が異なる場合、受付されない場合があることに留意すること。

### (2) 参加方法

当該プロポーザルの参加を希望する事業者は、以下（3）の提出資料を「12 提出・問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。持参又は郵送での提出は認めない。

### (3) 提出資料

提出資料	様式	ファイル形式
プロポーザル参加申込書	様式1	P D F
東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し	—	P D F
契約書の写し（履行実績確認資料）	—	P D F

※ 契約書の写しは、件名、契約者、契約期間等、履行実績が分かるもの。金額等その他の項目は記載がなくても問題ない。また、参加申し込みの際は、履行実績確認のため1件の提出でよい。その他の実績については企画提案書等の提出の際、様式4にて確認する。

## 6 主な提案内容

自然宿泊体験教室に係る業務について、**仕様書及び以下の要件**を満たすモデルプランを企画し、事業実施に当たって必要な宿泊施設、大型バス、体験学習の手配、学校との連絡調整についての計画を提案してください。

### (1) モデルプランの企画

目黒区の小学校を初日の午前8時に出発し、2泊3日の行事が安定して組むことができ、最終日の午後3時30分までに帰着できる「目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室」の企画を提案してください。3日間のモデルプランとし、日程には土日祝日を含まないものとします。

令和8年度の対象校数は4校程度、令和9年度以降の対象校数は2校となります。また、仕様書記載の令和8年度事業実施日は仮定のものであり、学校の規模や日程には変動があります（6月中の実施予定であり、令和7年12月上旬までに日程を決定します）。学校の規模に応じたそれぞれのプランの提案をお願いします。

### (2) 宿泊施設

◇令和8年度実施分については小学校4校程度が6月を実施期間とし、令和9年度以降の実施分については小学校2校が5月中旬から7月中旬までの間と、9月上旬から10月下旬までの間を実施期間とします。現時点で利用可能な日程を提示してください。

◇これらの期間中に2泊3日で令和8年度は小学校4校、令和9年度及び令和10年度は小学校2校が宿泊できる宿泊施設を2か所まで提案してください（学校の規模等については仕様書の別紙1及び別紙2を参照）。

◇宿泊施設を利用できない期間がある場合は、その旨を提示してください。

◇1つの施設に1つの学校の児童、教員、指導員、看護師が全員宿泊するものとします。

◇令和8年度から10年度まで、原則として同じ施設を確保してください。

◇複数の学校が同時に同宿しないものとし、他の小学校、中学校、高等学校等と同宿しないようにしてください。

◇アレルギー等で食事に配慮が必要な児童については、学校と協議して個別に対応できる施設としてください。

(3) 大型バス

自然宿泊体験教室における区立小学校と宿泊施設との往復及び移動に要する大型バスを用意してください。小学校児童が利用するに当たって、安全への配慮が特に重視されます。

(4) 体験学習

別紙「目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室実施要項（抜粋）」に記載の「自然宿泊体験教室事業のねらい及び基本的な考え方」を踏まえた体験学習としてください。これまで、行程に組み込まれた主な体験等（体験活動、自然体験、施設見学、お土産購入）は以下のとおりです。

- ・天女山、美し森（ハイキング）
- ・まきば公園（自然体験ほか）
- ・滝沢牧場  
（酪農体験・お土産購入ほか）
- ・間伐体験（林業体験）
- ・井上農場（農業体験）
- ・八ヶ岳牧場ふれあいファーム
- ・八ヶ岳ふれあいセンター  
（施設見学、各種体験）
- ・清泉寮
- ・やまねミュージアム
- ・南八ヶ岳はなの森公園
- ・道の駅 南きよさと
- ・サントリー白州工場
- ・ホワイトラビット
- ・ヤツレン工場見学
- ・JR最高地点（施設見学他）
- ・川俣川溪流釣り場
- ・一古園（果物狩り他）
- ・富士忍野ベリーランド
- ・富士湧水の里水族館
- ・富岳風穴・鳴沢水穴
- ・西湖野鳥の森
- ・バウアーズ
- ・オオムラサキセンター  
（施設見学他）
- ・ベジタボールウィズ（施設見学）
- ・国立天文台（施設見学）
- ・車山ハイキング
- ・鷹山ファミリー牧場
- ・蓼科・八ヶ岳国際自然学校
- ・飯盒炊さん
- ・キャンプファイヤー
- ・キャンドルサービス
- ・室内レクリエーション

(5) 各学校の担当者（添乗員）

各学校に担当者を配置していただきます。各学校の担当者は添乗員として本番に同行しますので、平日の5日間で2泊3日の行程を2校が行う場合や、別の宿泊施設で日程が重なる場合など、複数人の担当者が必要になります（例：同じ週で、A宿泊施設では月曜日から2泊3日、水曜日から2泊3日、B宿泊施設では火曜日から2泊3日の行程とする場合は、同一人物を担当者とすることができず、3名以上の担当者が必要となります。）。

学校の修学旅行・移動教室等の宿泊行事などの経験をもつ添乗員を1校につき1名以上配置してください。

(6) 経費見積

本募集要項及び仕様書に基づき、令和8年度から令和10年度までの見積書を提出してください。見積金額の算出は仕様書14-2 契約・支払方法（費用負担区分表）を参照の上で積算し、「公費（契）」の項目の合計を各年度の提案限度価格以内としてください。

(7) 追加提案について

本事業の目的に沿った内容で、追加で提案できるものがあれば、概算費用の見積もりと合わせて提案してください。なお、契約候補者となった場合であっても、追加提案の内容を含めた契約とすることを確約するものではありません。

## 7 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和7年7月24日（木）16時まで

※ 様式2「質問書」を電子メールにて提出すること。

※ 電子メールを送信する際は、件名を「目黒区自然宿泊体験教室プロポ質問」とすること。

※ 質問受付期限日以降の質問は一切認めない。

(2) 回答方法

プロポーザル参加申込書を提出した者へ、令和7年7月30日（水）にメールにて回答書を送付する。

また、回答の内容は仕様書等の要件追加、又は修正とみなす。

(3) その他

- ・ 質問内容が不明な場合等、目黒区から質問者へ電話又はメールにより問い合わせを行うことがある。
- ・ 回答に際し、質問内容は要旨とする場合がある。
- ・ 仮に参加事業者が必要と判断した質問であっても、質問に回答しない場合がある。
- ・ 回答に対しての再質問は受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出期限

令和7年9月1日（月）16時まで（必着）

(2) 企画提案書等の提出先

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎5階

目黒区教育委員会事務局 学校運営課 学校事業支援係

(3) 企画提案書等の提出方法

- ・ 持参又は郵送

持参により企画提案書等を提出する場合、事前に「11 提出・問い合わせ先」へ電話の上、日時の指定を受けること。

郵送により企画提案書等を提出する場合、必着とし、提出期限を過ぎてから到着した場合は無効とする。

(4) 提出資料の作成について

ア 提出する書類は、別添の所定様式及び以下に基づき作成すること。

イ 書式

(ア) 原則A4サイズ横向き、横書きで作成し、両面印刷、長編とじとすること。ただし、大きな図表等、本様式によることが困難なものについては、A3サイズを使用することができるものとする（A3サイズの場合は、A4サイズの大きさに折り込むこと）。

(イ) 日本語で記載し、表紙及びページ番号を付与すること。

(ウ) 本文の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(エ) カラー印刷を可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見やすくするように配慮すること。

(オ) ワードソフト等で作成すること。

ウ 留意事項

(ア) 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく記述すること。必要に応じて用語の説明等を補記すること。

(イ) 適宜、図表、イラスト等を使い、わかりやすい表現とすること。

(ウ) 提出資料のうち、正本1部は表紙に事業者名を記入すること。副本については、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないこと。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員(職員)の経歴や保有資格、写真などがこれに当たる。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えること。なお、そのような記載があった場合には企画提案書を受理しない場合がある。

(5) 提出資料

下表に記載されている提出資料をフラットファイル等にとじること。なお、各提出資料の前に仕切り紙をとじ、仕切り紙に①～③のインデックスを貼付すること。また、④～⑥は、フラットファイル等にとじずに提出すること。

提出資料 (インデックスNo.)	様式	部数
① 提案書 (表紙)	様式3	正本1部・副本8部
② 企画提案書	自由様式	正本1部・副本8部
③ 業務実績表	様式4	正本1部・副本8部
④ 見積書	様式5	正本1部
⑤ 上記提出資料データ	CD-R等	正本1部・副本1枚
⑥ 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書 (必要に応じて)	様式6	正本1部

(6) 提出資料ごとの記載内容等について

ア 提案書 (表紙) (様式3) ※正本

(ア) 提出日

(イ) 提案者の所在地

(ウ) 提案者の社名

(エ) 提案者の代表者氏名(後日提案が採用され、区との契約において契約書を締結する提案者側の契約予定者のこと)

(オ) 担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス

※副本には、上記(ア)～(オ)は記載せず、そのまま表紙とすること。

イ 企画提案書

企画提案書は、表紙、裏表紙を含みA4用紙25枚(50ページ)以内とする。9選定方法・評価基準(1)第一次評価(書類審査)イ 評価基準に記載の各項目が企画提案書のいずれのページに記載されているか一覧表(様式自由)にして添付すること。

ウ 業務実績表 (様式4)

令和2年度以降の官公庁で教育に関する移動教室、林間学校、修学旅行等の業務を履行した実績及び実施時期を記述すること。なお、副本には提案者の社名等を記載しないこと。

エ 見積書 (様式5)

令和8年度から10年度まで、年度単位の内訳・単価・合計を記載し、提案者側の所在地、法人名及び代表者氏名(契約締結予定者)を明記すること。

オ 提出資料データ（正・副）

各 CD-R/DVD-R 又はケースに、件名及び社名を記載すること。件名及び社名記載のシールを貼付しても良い。

カ 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書（様式6）

企画提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示する。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示をされることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については様式6「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出すること。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行うので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるものではない。

## 9 選定方法・評価基準

目黒区教育委員会が設置する選定委員会において、書類審査による第一次評価、プレゼンテーション審査、価格審査による第二次評価、現地視察による第三次評価を行い、第一次評価点から第三次評価点までの合計点が最も高い事業者を本業務に最適な契約候補者として選定する。第一次評価から第三次評価までの合計の評価が同点となった場合は、選定委員会で合議の上、順位を決定する。

なお、参加事業者数によっては、書類審査による第一次評価の評価点順に第二次評価対象者数を三者程度に選定することがある。

### (1) 第一次評価（書類審査）

#### ア 概要

企画提案書等（見積書を除く）の内容を評価し、第一次評価点とする、

#### イ 評価基準

	評価項目	配点	備考
1	モデルプランの企画（自然宿泊体験教室を理解しているか）	30	
2	モデルプランの企画（学校の規模に応じたプランが計画できるか）	30	
3	施設規模について 食堂（定員）・風呂（蛇口設置数・収容定員）・部屋の規模（定員）・付帯設備の有無（体育館・集会室等）	10	※
4	施設の食事内容（食事メニュー、ボリューム、アレルギー食への対応）について	40	※
5	医療機関との連携（宿泊施設から医療機関までの移動時間が30分程度、診療科目は網羅している）について	20	※
6	学校単独での宿泊施設の使用について	20	※
7	施設に空きが十分あり、学校との調整を円滑に行えるか	20	※
8	宿泊施設の安全性（火災・地震・放送設備・マニュアルの整備等）、バリアフリーへの配慮（部屋と食堂等への移動の段差）について	20	※
9	バスの安全への配慮について	30	
10	自然宿泊体験教室事業のねらい及び基本的な考え方を踏まえた体験学習の提案となっているか	30	
11	ハイキングや登山のルートについて	30	
12	雨天等の場合の代替案について	30	

	評価項目	配点	備考
13	学校との事前の打合せについて（各学校の担当者・添乗員）	20	
14	校外学習・修学旅行の実績について	10	
15	追加提案について	20	

※ 2つの施設について提案があった場合、それぞれを評価した平均点を評点とする。

#### ウ その他

第一次評価（書類審査）結果は、令和7年9月中旬頃にプロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知する。同通知で第二次評価に進む提案者に対して、第二次評価の日時等の詳細を指定する。

#### (2) 第二次評価（プレゼンテーション等、価格審査）

##### ア 概要

企画提案書等の内容について業務従事予定者（各校の担当者を統括する者など）によるプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査内容を評価して算出した得点に価格点を合算し、第二次評価点とする。

##### イ 評価基準

	評価項目	配点	評価の視点
1	信頼性	20	・知識や実績は豊富か
		20	・業務への理解度は十分か
		20	・資料や説明はわかりやすく正確か
2	実現性・安定性	40	・業務への取組体制は十分か
		40	・導入計画や運用計画は適正か
		40	・安定的に長期に渡って業務を遂行できるか
3	質疑応答	20	・質問の意図を正確に理解しているか
		20	・質問に対する応答が迅速、明快かつ的確か
		20	・意思疎通を容易に行えるか
4	意欲・積極性ほか	40	・業務への熱意や意欲はあるか
		40	・業務改善への視点はあるか
		40	・柔軟性や拡張性を持った提案か
5	提案価格	100	・適正な見積内容を示しているか

#### ウ 実施日時等（予定）

日時 令和7年10月上旬 ※集合日時等詳細は別途通知する。

内容 企画提案書等の内容についての説明（20分）質疑（20分）

※ 質疑の時間等により、時間は多少前後することがある。

- ・使用する機器（パソコン）は、参加事業者が用意すること。スクリーン、プロジェクタについては、区の物を使用すること。
- ・プレゼンテーションは（業務従事予定者）が実施すること。

#### エ その他

第二次評価（プレゼンテーション）の結果は、令和7年10月中旬頃にプロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知する。同通知で第三次評価に進む提案者に対して、第三次評価の日時等の詳細を指定する。

### (3) 第三次評価（現地視察）

#### ア 概要

選定委員会委員による現地施設等の提案内容の確認を行い、現地視察審査内容を評価し、第三次評価点とする予定（「評価」に代えて、選定委員会委員の代表者もしくは選定委員会事務局による「確認」に留める場合があり、第三次評価対象全事業者一律に同じ対応とする。）である。

#### イ 評価基準

	評価項目	評価配点	評価の視点
1	環境	50	・施設内は整理整頓されているか ・施設の安全性に問題がないか（児童が利用するに当たって、備品が危険な配置となっていないか等）
2	衛生	40	・清掃は行き届いているか（共用箇所、客室、水回り等）
3	災害	50	・避難経路は適切か（経路は表示されているか、多くの児童が確実に避難できるか）
4	実現性	40	・提案内容を確実に履行できる施設か

#### ウ 実施日時等（予定）

日時 令和7年10月20日（月）から22日（水）のうち、区が指定する日時

内容 提案施設について説明及び質疑（60分）

- ・質疑の時間等により、時間は多少前後することがある。
- ・現地施設等までの交通費は選定委員会にて負担するが、公共交通機関による移動が困難な場合等には、移動手段の手配を依頼する場合がある。

#### エ その他

第一次評価、第二次評価、第三次評価に基づく最終的な選定の結果は、第三次評価の対象となった提案者の全てに対して、プロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知する。また、目黒区公式Webサイトへ公示する。

### 10 参加者の失格・無効

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不实記載等がある場合は、失格とする。
- (3) 選定後において、(1) 又は (2) に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とする。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合は、失格とする。
- (5) 提案した価格が「2. 募集の内容(4)概算費用(提案限度価格)」を超えた場合は、失格とする。

### 11 その他留意事項

- (1) 本件に係る契約締結は、令和8年度予算特別委員会において審議される令和8年度予算の成立を条件とし、契約時期は令和8年4月を予定している。
- (2) 本件に参加し、提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 都合により当該プロポーザルを途中で辞退する場合は、令和7年9月1日(月)16時までに様式7「参加辞退届」を提出すること。
- (4) 提出期限以後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 本提案に関する提出書類は、返却しない。

- (6) 提出書類については、この募集要項による契約候補者の選定の目的のみに利用する。
- (7) 契約の締結に当たっては、契約候補者と企画提案内容に基づき、仕様内容を協議のうえ、仕様書を作成し、契約を締結する。
- (8) 契約候補者が辞退した場合又は協議が不成立となり契約締結が見込めないと目黒区が判断した場合は、次点の候補者を繰り上げて、企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様書を作成し、契約を締結する。ただし、その場合においても、次点の候補者と協議が不成立となり契約締結が見込めないと判断した場合などは、選定委員会で合議の上、取扱いを決定する。

## 12 提出・問い合わせ先

担当：目黒区教育委員会事務局 学校運営課 学校事業支援係 富永

住所：〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎5階

電話：03-5722-9310

電子メール：[kyoiku24@city.meguro.tokyo.jp](mailto:kyoiku24@city.meguro.tokyo.jp)

以 上

## 目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室実施要項（抜粋）

## 1 目的

この要項は、目黒区立小学校自然宿泊体験教室の円滑な実施を図るため、その実施の基本的事項を定める。

## 2 自然宿泊体験教室事業のねらい及び基本的な考え方

## (1) 自然宿泊体験教室のねらい

## ア 自然を愛する心、環境を保全する態度の育成

海や山などの豊かな自然に触れ合う機会を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する心、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度を育成する。

## イ 自律の精神・協調性・規範意識の育成

自律的な集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く態度を育てる。また、校外における集団活動を通して、教師と児童、児童相互の人間的な触れ合いや信頼関係の大切さを経験し、楽しい思い出をつくる。

## ウ 自ら学び考える力の育成

校外の豊かな自然や歴史、文化に触れ、農業、漁業など様々な体験活動を通して、学校における学習内容をより深化・発展させるとともに、主体的かつ計画的な活動を通して、自ら学ぶ意欲や自主性を育成する。

## エ 心身の健康や体力の増進

規則正しい集団生活、自然の中での生活を通じて、心身の健康・体力の増進を図り、健康や安全への関心と習慣を養う。

## (2) 実施プログラム作成等に関わる基本的な考え方

自然宿泊体験教室を実施するにあたって、学校では次の考え方に基づき具体的なプログラムや教育計画を作成する。

## ア 作成の基本方針

自然宿泊体験教室事業の「ねらい」を踏まえる

- ・動植物の観察、自然を対象とした造形的な学習をはじめ、自然風物に接する機会を生かした学習を進める。
- ・日常の学校生活では得がたい農業、漁業、林業、ものづくりなどの活動を実施する。
- ・地域の人々の生活、歴史、文化、産業等について、日常の自分たちの生活との関連を踏まえた学習を進める。
- ・役割分担による係活動など協力することやきまり・約束の遵守、人間関係を深める活動などの充実を図る。
- ・集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を積む。
- ・児童の相互交流、現地の人との交流、教職員との触れ合いの時間を確保する。

- ・ハイキングや登山などを通して健康・体力の増進を図るとともに、規則正しい集団生活の中で自己の健康管理について考える学習を進める。

#### イ 発達段階を踏まえた自然宿泊体験

小学校第4学年は、遠足や校外学習における集団生活の経験から円滑に宿泊体験につなげることができるよう自然体験に重点を置いた日帰り体験を行う。また、小学校第5学年からは、発達段階や小・中の系統的な教育活動であることを踏まえ、各学校で各教科等の学習内容との関連を図りながら実施時期及び行程を計画する。

小学校では、校外の自然や文化などに親しむとともに集団宿泊生活を通して人間関係を深め、生活上のきまりやルール、健康や安全の大切さなどを守ってマナーや協調性を身に付け、望ましい体験を積むことができるようにする。

中学校では、小学校での集団宿泊生活の体験を生かし、自然や文化などに親しみ、見聞を広めるとともに、自律的な集団行動や公衆道徳などについて、より充実した体験を得ることにより、人間としての生き方について自覚を深めることができるようにする。

### 3 事業の運営

#### (1) 各学校の運営

自然宿泊体験教室の趣旨を踏まえ、各学校の実態とねらいにあわせて運営する。

- ア 自然宿泊体験教室の運営は、校長を責任者として、独自の具体的細案に基づいて行う。
- イ 計画立案に当たっては、教育課程上の位置付けを学校行事（遠足・集団宿泊的行事）とし、自然宿泊体験教室で実施する活動のねらいや学習内容を踏まえた授業時数を配分する。
- ウ 自然宿泊体験教室の目的を十分達成することができるような計画を立案し、円滑な実施に努める。
- エ 学習のねらいを明確にし、学習内容の精選を行い、ゆとりある計画を立てる。
- オ 全日程を考慮し、児童・生徒の負担過重とならないよう配慮する。
- カ 実施後、全体に対して、また、個々の教科・領域等について評価し、次年度への改善につなげる。
- キ 不参加児童・生徒がいる場合には、特に教育的配慮をする。

#### (2) 留意事項

- ア 現地での活動は往復路の活用以外は、宿泊施設から概ね1時間以内で到着できる範囲が望ましい。
- イ 宿泊施設の学習スペース、体育館、運動場等を活用した学習活動等を積極的に取り入れる。
- ウ 特別な支援が必要な児童・生徒については、精神的、体力的に過剰な負担とならないよう活動内容に特段の配慮を行う。
- エ 学校のプログラムや行程に関して早い時期に保護者へ周知し理解を得るとともに、家庭での事前準備への協力を求める。
- オ 事業実施中の活動状況を学校ホームページ等で保護者へ情報提供するよう努める。

以 上

## 令和7年度目黒区立小学校八ヶ岳自然宿泊体験教室 実施日程

小学校名	学年	宿泊先	日程	学級数	児童数
上目黒	5	八ヶ岳林間学園	5月12日(月)～5月14日(水)	2	52
東山	6	車山ハイランドホテル	5月20日(火)～5月22日(木)	5	160
駒場	6	八ヶ岳林間学園	5月21日(水)～5月23日(金)	2	64
烏森	5	八ヶ岳林間学園	5月14日(水)～5月16日(金)	3	78
宮前	5	八ヶ岳林間学園	5月28日(水)～5月30日(金)	2	57
八雲	5	八ヶ岳林間学園	6月2日(月)～6月4日(水)	2	65
菅刈	5	八ヶ岳林間学園	6月4日(水)～6月6日(金)	2	53
田道	5	八ヶ岳林間学園	6月9日(月)～6月11日(水)	3	76
不動	5	八ヶ岳林間学園	6月11日(水)～6月13日(金)	4	127
鷹番	5	八ヶ岳林間学園	6月16日(月)～6月18日(水)	3	71
月光原	5	八ヶ岳林間学園	6月18日(水)～6月20日(金)	2	63
中根	5	八ヶ岳林間学園	6月25日(水)～6月27日(金)	2	63
大岡山	5	八ヶ岳林間学園	6月30日(月)～7月2日(水)	4	131
五本木	5	八ヶ岳林間学園	7月2日(水)～7月4日(金)	2	67
碑	5	八ヶ岳林間学園	7月15日(火)～7月17日(木)	3	92
緑ヶ丘	5	八ヶ岳林間学園	9月3日(水)～9月5日(金)	2	43
油面	5	八ヶ岳林間学園	9月8日(月)～9月10日(水)	3	91
向原	5	八ヶ岳林間学園	9月10日(水)～9月12日(金)	2	48
中目黒	5	八ヶ岳林間学園	9月24日(水)～9月26日(金)	3	86
下目黒	6	八ヶ岳林間学園	10月7日(火)～10月9日(木)	3	90
原町	5	八ヶ岳林間学園	10月15日(水)～10月17日(金)	2	68
東根	5	八ヶ岳林間学園	10月22日(水)～10月24日(金)	4	125